

スピード競技開催規定

細則：クローズド競技会開催要項

1997年	7月24日	制定	1999年	7月23日	改正
1998年	1月1日	施行	2000年	4月1日	施行
1998年	12月10日	改正	2017年	6月1日	改正
1999年	1月1日	施行	2017年	7月1日	施行

スピード競技のクローズド競技会は本開催要項に従って開催すること。

1. 定義：

クローズド競技とは、その競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される競技をいう。（国内競技規則2-13）

2. 種目：

スピード競技のクローズド競技は下記の通りとする。

- 1) ジムカーナ競技
- 2) ダートトライアル競技
- 3) その他

（注）サーキットトライアル競技については、「サーキットトライアル競技開催要項」に従うこと。

3. 開催資格：

下記の通りとする。なお、共催の場合は3クラブ以内とする。（自動車競技の組織に関する規定第3条2. 2）（4）

- 1) 準加盟クラブ
- 2) 加盟クラブ
- 3) 公認クラブ

4. 開催場所：

- 1) 他の交通を遮断した場所であること。
- 2) 「スピード競技開催規定」および「JAF国内スピード競技コースの公認に関する規定」を満足したコースで開催することを推奨する。

ただし、自動車登録番号標または車両番号標を有する車両以外の車両が参加する場合は、公認コースに限る。

5. 参加資格：

競技の主催クラブに所属する会員のみに参加が許される。

6. 出場実績：

クローズド競技会に1回以上出場した者は、国内Bライセンスの取得資格を有するものとする。（JAFスポーツ資格登録規定第2条1.

2）（1））ただしJAFは競技結果成績を記録しない。

7. 参加車両：

「JAF国内競技車両規則」に適合した車両とする。

8. 競技会開催の届出：

所定の届出書により開催日の14日前までにJAFに届出ること（組織許可は免除される）。

9. その他適用が免除される事項：

スピード競技に関する諸規定の適用を免除する。ただし、スピード競技開催規定に準拠することを推奨する。